

# 交通安全ルールを学習

## 市初の老人セーフティクラブ

### 森本町老人クラブに誕生

交通道徳を身につけよ。後二時から森本事務所で行う。と、向日市で初の老人 われませう。

最近、交通事故の全国的な増加に「母と子のセーフティクラブ」(会長杉原 頼向)として社会的弱者である老人や子どもの被害が増加することをまじえて楽しく交通安全ルールを学んでいます。



交通標識を使い楽しく学習

故から子どもを守ろうと、市ではすでに今年八月、向日台地区で「母と子のセーフティクラブ」を発足し、婦人交通指導員の指導で遊戯などをまじえて楽しく交通安全ルールを学んでいます。

今回の老人セーフティクラブはそれに続くもので、府下では京都市南区、長岡京市に続いて三番目。会員は、森本町老人クラブのメンバー九十九人。

発足式は、民休市長が「産業の発達に伴い自動車が増え、きびしい交通事情となつています。この交通安全教室をおして、交通安全道徳の向上を目ざし、自分の身は自分で守るという意識をもつて下さい。」とあいさつ、続いて森本町老人クラブ会長により、「私たちは交通安全知識を広く学ぶことにより、老人の交通事故防止に努めます。」

と力強く、交通安全教育が行われた後、婦人交通指導員五人により第一回目の学習に入りました。

教室は、お年寄りへのユニフォームをまじえながら、人形や交通標識を使っての交通安全ルールの重要さをわかりやすく説明、また出席者全員が歌をうたいながらの交通安全体操など楽しい学習でお年寄りの顔は終始ゆるみっぱなしでした。

今後、教室は月一回交通安全を招いて、高齢者の事故の特色、生活道路での安全確保、自転車・バイクの乗り方などをパネルやフィルムで学ぶほか、実施訓練などユニークな内容が盛り込まれています。

# 紅葉の大原野路へ

## 市民歩こう会



紅葉を背にのんびり散策 -大原野神社-

紅葉の大原野路を歩 参加して行われました。

こうと、市民歩こう会が十一月九日、家族連れやお年寄りなど約七十人が、一路大原野神社に向けて出発。思い思いのグループ

にかたまり、刈入れの終わったのかな田圃風景の中を、のんびりと散策。折からの行楽シーズンとあって、大原野への道は超満員。あるお年寄り(七十九歳のおばあさん)は、「おかげ様で足には自信があるんですよ」と、先頭集団をスタコラ。歩くこと約二時間、燃えるような紅葉がやや疲れ気味の一行を出迎え。曇りがちの天気も回復し、暖かい日差しの中で楽しい昼食。まっ青の空と紅葉を見ながら、参加者は「きれいだなあ」と連発し、過ぎ去る秋を惜しんでいました。

# 注意ください

## 年末年始の窓口業務

市民課窓口、交付取次所 年始……一月五日(月)業務の年末年始の事務取扱から平常どおり

交付取次所業務 年始……十二月二十六日(金)中に受付したものを年末……十二月二十七日(土)正午まで

市民課窓口業務 年始……一月五日(月)業務の年末年始の事務取扱から平常どおり

交付取次所業務 年始……十二月二十六日(金)中に受付したものを年末……十二月二十七日(土)正午まで



### 保健婦モ

ことし三月、六歳児(昭和四十四年三月、四月生れ)百四十二名を対象に実施した面接調査の一部を紹介します。

身体面では、平均身長が男子一一・八センチ、女子一一・六センチ、平均体重が男子一八・二キログラム、女子一八キログラム。

## 知的な面が伸びる

### 6歳児の面接から

知的な面では、昭和二十年代、三十年代に比べベグーンと伸び、手先も器用になってきています。しかし、自然の中で泥にまみれ、友達とつかり合っ遊ぶことをせず、レコードを聞いたというように、遊び方が変化してきています。言葉直に伸びていくように願っています。

## 募集定員

保育所	年齢区分	保育数	定員
市立第1保育所 (向日町南山)	6か月以上～3歳未満児	25名	105
	3歳以上児～6歳未満児	80	
市立第2保育所 (物集女町南条)	6か月以上～3歳未満児	35	145
	3歳以上児～6歳未満児	110	
市立第3保育所 (森本町藪路)	6か月以上～3歳未満児	40	120
	3歳以上児～6歳未満児	80	
市立第4保育所 (向日町北山)	6か月以上～3歳未満児	50	150
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第5保育所 (寺戸町三ノ坪)	6か月以上～3歳未満児	50	150
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第6保育所 (上植野町地田)	6か月以上～3歳未満児	40	120
	3歳以上児～6歳未満児	80	
私立あひるが丘保育園 (物集女町北ノ口)	10か月以上～3歳未満児	13	60
	3歳以上児～6歳未満児	47	

# 保育所入所申請書を配布

## 昭和51年度保育所入所

### 入所受付は来年1月12日から

昭和五十一年度保育所入所の申請受付を、来年一月から行います。入所を希望される方は、入所申込み受付期間中に、必ず入所申請書と提出して下さい。入所申請書は、十二月十五日から福祉事務所または各地区の民生委員で配布します。

また、入所申請書は、現在保育所へ入所されている方、申込みの中の方も、あらためて提出して下さい。

なお、入所受付期間後に申込みをされたときは、第二次選考とします。

入所申込み要領は、つきのとおりです。

▼受付期間 昭和五十一年一月十二日～二十四日

▼受付場所・日時 福祉事務所、平日は午前八時三十分～午後五時、土曜日は午前中、なお、一月十八日(日)は午前十時から午後四時まで受付します。

▼保育料 両親あるいは養育者の所得税額または市町村民税額などにより、向日市保育料などに、向日市保育料を徴収基準額表の階層にあてはめて決定します。

▼保育時間 午前八時から午後四時までを原則とします。なお、家で働かぬため、乳幼児の保育ができない場合、

(1) 母親が日中家庭内(2) 母親が日中家庭外で働くため、乳幼児の保育ができない場合、

(3) 母親の死亡、行方不明などにより、母親がいな

(4) 母親が出産、病気、心身などに障害があるため乳幼児の保育ができない場合、

(5) 家庭内に長期にわたる病人、心身に障害のある者があり、母親が十分に看護に従事しているため、乳幼児の保育ができない場合、

(6) 火災、風水害、地震などにより住宅を失い、また破損したため、その復旧に乳幼児の保育ができない場合、

※(1)～(5)の方で、母親以外の方が、保育できる場合は除かれます。

これらの基準を備えた方、保育に欠ける場合の高

い方から、順次入所決定します。なお、保育所の入所定員の関係により、保育に

なる方もできるかもしれま

せんが、ご了承下さい。

▲お問い合わせ先 福祉事務所 電話九三二二一(内線二〇六・二〇八)